

国民健康保険税の制度改正

「子ども・子育て支援金制度」が始まりました

「子ども・子育て支援金制度」とは、全ての世代や企業の皆さんから支援金を拠出したいただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。支援金は、国民健康保険税と併せて徴収され、税率等は次のとおりです。

子ども・子育て支援納付金分 (課税限度額：3万円)	
区分	税率等
所得割	0.3%
均等割	960円
平等割	890円
18歳以上均等割	40円

※均等割は、18歳未満の被保険者は10割軽減となります。

賦課限度額が変わりました

被保険者間の税負担の公平性の確保および低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、医療給付費分の課税限度額が66万円から67万円へ引き上げられました。

※後期高齢者支援金分、介護納付金分については、前年度と同額です。

軽減制度の基準額が変わりました

経済動向等を踏まえ、保険税軽減の対象世帯に関する所得判定基準の見直しを行いました。

軽減区分	基準額	所得判定基準
5割	30万5千円 ↓ 31万円	基礎控除額(43万円) +31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者) +10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
	56万円 ↓ 57万円	基礎控除額(43万円) +57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者) +10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯

※7割軽減の基準額および所得判定基準については、前年度と同額です。

固定資産税の特例措置について

中小企業等経営強化法に基づく支援

令和9年3月31日までに市内の中小企業者が生産性向上に資する設備投資を行い、一定の要件を満たす場合は、固定資産税の軽減措置を受けられます。なお、固定資産税の軽減措置を受けるには、中小企業者が市の導入促進基本計画に合致した先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受ける必要があります。

※中小企業等経営強化法の概要については、中小企業庁のホームページをご覧ください。また、本市導入促進基本計画については、市ホームページに公表しています。

対象者 資本金額1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)

対象資産 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するため必要不可欠な設備(機械装置、工具、器具備品、建物付属設備)

特例割合・適用期間

- 賃上げ表明無し
固定資産税の特例措置無し
- 賃上げ表明有り
① 賃上げ表明有り
② 1・5%以上の賃上げ表明有り
③ 3年間、課税標準額を2分の1に軽減
④ 3%以上の賃上げ表明有り
⑤ 5年間、課税標準額を4分の1に軽減

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法および枕崎市過疎地域産業開発促進条例に基づく支援

令和9年3月31日までに市内に製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に限る。一定の要件を満たす場合は、新たに課税されることになった年度から3年度分限り、固定資産税の課税免除を受けられます。

対象者 対象となる事業(製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に供する設備で、次表の取得価格の規模要件に該当する設備を取得するなどした青色申告事業者)

取得価額の規模要件

対象業種	資本金規模		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上		

※資本金の規模が5千万円超の事業者については、新増設に係る取得等に限る。

※取得価額の判定においては、補助金等を差し引いた圧縮記帳後の価額を用いること。

対象資産

- ・事業の用に供する機械および装置
- ・事業の用に供する工場等用建物およびその附属設備
- ・その敷地である土地

問合せ 水産商工課商工振興係 TEL 7610667

後期高齢者医療保険料の変更

後期高齢者医療保険制度では、医療費の動向等を踏まえ、2年ごとに保険料を見直しています。今年度は保険料見直しの年にあたり、保険料額が変更されました。また、令和8年度から子どもや子育て世帯を社会全体で支援す

年間保険料額の計算方法(「医療分」と「子ども・子育て支援金分」の合算額)	
○医療分 (令和8・9年度)	年間保険料 均等割額+所得割額 (限度額85万円)
○子ども・子育て支援金分 (令和8年度)	年間保険料 均等割額+所得割額 (限度額2万1千円)

※令和9年度の子ども・子育て支援金分の保険料は、令和8年度に決定します。

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(※1)の合計額	区分	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円(※2)以下	医療分	7.2割	19,500円
	子ども分	7割	400円
43万円(※2)+31万円×(被保険者数)以下	医療分	5割	34,900円
	子ども分		700円
43万円(※2)+57万円×(被保険者数)以下	医療分	2割	55,800円
	子ども分		1,100円

※1 軽減対象所得金額は、総所得金額等から公的年金に係る所得金額について15万円を上限に控除した金額です。

※2 同一世帯内の被保険者および世帯主で、給与所得者等を有する方が2人以上いる場合は、【43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)】が適用されます。また、給与所得者等とは、給与所得または公的年金所得、もしくはその両方の所得がある方のことです。

段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税 前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下	基準額×0.285	19,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税 前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下	基準額×0.485	32,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税 前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	基準額×0.685	46,300円
第4段階	課税世帯で本人が市民税非課税 前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下	基準額×0.9	60,900円
第5段階	課税世帯で本人が市民税非課税 前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超	基準額	67,700円
第6段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	81,200円
第7段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	88,000円
第8段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	101,500円
第9段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	115,000円
第10段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	128,600円
第11段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	142,100円
第12段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	155,700円
第13段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	162,400円

介護保険料について 所得段階基準が変わりました

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険事業計画の見直しにに応じて3年ごとに見直しが行われています。令和8年度は保険料の見直しはありませんが、所得段階基準が変わりました。

令和7年(1~12月)の老齢基礎年金(満額の支給額が82万6464円となり、80万9千円を超えることとなりました。このことを踏まえ、国が設定する所得段階基準が見直されたことか

令和8年度の介護保険料の算定について

令和7年度税制改正により、給与所得控除額が55万円から65万円に変わりました。こ

ら、所得段階第1・2・4・5段階の方の介護保険料の区分を定める基準となっていた年金収入額80万9千円についても、令和8年度から82万6500円を基準にすることとなりました。

判定「を行わずに算定した保険料となるよう特例の減免を適用します。

問合せ 税務課課税係 TEL 7610666